

議案第16号

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月1日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年渋川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2の改正規定中「家庭児童相談員」の次に「、母子・父子自立支援員」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

ひとり親世帯の生活の安定と向上を図ることを目的に、専任の母子・父子自立支援員を任用するため、所要の改正をしようとするものである。

澁川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）新旧
対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案			現 行		
別表第1及び別表第2を次のように改める。 別表第1（第3条関係） 月額報酬表			別表第1及び別表第2を次のように改める。 別表第1（第3条関係） 月額報酬表		
適用範囲	号給	報酬額（円）	適用範囲	号給	報酬額（円）
1 一般事務等職員	1	177,900	1 一般事務等職員	1	177,900
	2	179,200		2	179,200
	3	180,700		3	180,700
	4	182,000		4	182,000
	5	183,300		5	183,300
	6	184,700		6	184,700
	7	186,000		7	186,000
(略)			(略)		
13 家庭児童相談員、母子・父子自立支援員	1	179,900	13 家庭児童相談員	1	179,900
	2	181,200		2	181,200
	3	182,700		3	182,700
	4	184,000		4	184,000
	5	185,400		5	185,400
	6	186,700		6	186,700
	7	188,100		7	188,100
備考 (略)			備考 (略)		
別表第2 (略)			別表第2 (略)		